新潟地方裁判所判事補兼新潟簡易裁判所判事補・新潟簡易裁判所判事　花田　隆光
横浜家庭裁判所判事補兼横浜簡易裁判所判事補　川崎地方裁判所川崎支部勤務を命ずる
横浜家庭裁判所判事補兼横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる　川崎簡易裁判所判事補・佐賀簡易裁判所判事補兼佐賀家庭裁判所判事補　上野　薫
東京家庭裁判所判事補に補する　東京簡易裁判所判事に補する（以上六月十日）
知的財産高等裁判所判事　東京高等裁判所判事　設樂　隆一
長野地方裁判所判事兼長野家庭裁判所長野支部判事を命ずる
東京高等裁判所判事に補する　石井　忠雄
知的財産高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者の指名を解く
司法研修所教官に充てる　藤井　敏明
長兼長野地方裁判所長を命ずる
長野家庭裁判所長野支部判事に補する
長野簡易裁判所判事　藤井　敏明
長野簡易裁判所判事に補する
長野簡易裁判所判事に補する
者に指名する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　三角　比呂
司法研修所教官に充てる
横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　青木　晋
東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
部の事務を総括する者の指名を解く
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事に補する　岡部　純子
横浜地方裁判所判事に補する
横浜簡易裁判所判事に補する（以上六月十五日）

○定年退官
判事　簡易裁判所判事　門栄吉は五月二十九日限り定年退官
判事　大阿賀二は六月七日限り定年退官
判事　飯村敏明は六月十四日限り定年退官

官庁報告

国家試験

平成26年度特定侵害訴訟代理業務試験公告

平成26年度特定侵害訴訟代理業務試験の施行について、弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第16条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月27日

工業所有権審議会会長　野間口　有

1　受験資格　弁理士法施行規則第13条に規定する研修を修了した弁理士

2　試験の内容等　民法、民事訴訟法その他弁理士法第2条第5項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について、論文式による筆記の方法により行う。

3　試験期日等　平成26年10月19日（日）
時間割等については、受験者に対して別途通知する。

4　受験地
東京　武蔵野大学　有明キャンパス　〔東京都江東区有明3－3－3〕
大阪　大阪経済大学　〔大阪府大阪市東淀川区大隅2－2－8〕

5　受験手続　特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。
一　受験願書
二　弁理士法施行規則第14条第2項の規定に基づき、日本弁理士会が交付する研修修了証明書（写）
三　出願前3ヶ月以内に帽子を着用せず正面から撮影した上半身の写真（縦4.5㎝×横3.5㎝の大きさとし、受験願書の所定の箇所に貼り付けること。）
四　7,200円の受験手数料に相当する金額の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼り付けること。）

6　受験願書の交付
一　平成26年度研修修了者　日本弁理士会を通じて交付する。
二　既に研修を修了している者
・直接受験願書の交付を受ける場合
日本弁理士会を通じて平成26年8月25日（月）から平成26年9月17日（水）までの期間に交付する。（ただし、休日・祝日は除く。）
・郵送による受験願書の請求
平成26年8月25日（月）から平成26年9月10日（水）（必着）までの期間に返信用の封筒（長形3号（120㎜×235㎜）に、受験願書の送付先を明記し、92円分の郵便切手を貼付したもの。）を同封し、次の宛先へ請求すること。
〒100―8915 東京都千代田区霞が関3－4－3
特許庁総務部秘書課弁理士室試験第二係

7　受験願書等の受付
一　受付の期間　平成26年9月5日（金）から平成26年9月17日（水）まで（消印有効）
二　郵送による受験願書等の提出
封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験受験願書在中」と朱書し、書留又は簡易書留にて次の宛先へ郵送すること。特許庁又は日本弁理士会に直接持参されたものは受け付けない。
〒100―8915 東京都千代田区霞が関3－4－3
特許庁内　工業所有権審議会会長

8　その他　試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する。

公告

諸事項

被害回復給付金裁定表記載公告

平成26年6月27日　横浜地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第3項の規定により、同条第1項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　横浜地方検察庁　平成25年第1号
2　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成26年6月27日
3　この公告に関する問い合わせ先
〒231―0021　横浜市中区日本大通9番地
横浜地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　045―211―7629（直通）

○　この公告があった時から6月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。
○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。

被害回復給付金裁定表記載公告

平成26年6月27日　横浜地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第3項の規定により、同条第1項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　横浜地方検察庁　平成25年第2号
2　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成26年6月27日
3　この公告に関する問い合わせ先
〒231―0021　横浜市中区日本大通9番地
横浜地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　045―211―7629（直通）

○　この公告があった時から6月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。
○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。